

高知県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要領（新旧対照表）

新	旧
<p>第 1 ～ 第 4 省略</p> <p>第 5 先天性血液凝固因子障害等対策協議会 この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、医学の専門家等から構成される<u>特定疾患対策協議会</u>をもって先天性血液凝固因子障害等対策協議会（以下「協議会」という。）に充てる。</p> <p>第 6 ～ 第 1 2 略</p> <p>別表（第 6 関係） 省略</p> <p><u>附 則</u> この要領は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>様式 1 ～ 様式 7 省略</p>	<p>第 1 ～ 第 4 省略</p> <p>第 5 先天性血液凝固因子障害等対策協議会 この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、医学の専門家等から構成される<u>特定疾患等対策協議会</u>をもって先天性血液凝固因子障害等対策協議会（以下「協議会」という。）に充てる。</p> <p>第 6 ～ 第 1 2 略</p> <p>別表（第 6 関係） 省略</p> <p>附則 省略</p> <p>様式 1 ～ 様式 7 省略</p>